

奈良県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、山陰土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

就任清算人の氏名及び住所

村井 重治	五條市山陰町六三
松本 正之	〃 〃 八八一
中谷 善守	〃 〃 三四一―三
田中 享	〃 〃 三一八
村井 忠夫	〃 〃 六五
松本 吉弘	〃 〃 四三七
松本 歳一	〃 〃 二六四―一
辻本 暁彦	〃 〃 二五八―二
辻本 輝彦	〃 〃 二四三
邨井 克弘	〃 〃 四二
松本 成人	〃 〃 一一〇
近木 保	〃 表野町四〇五
近木 義文	〃 〃 四〇四―二
石投 勝	〃 〃 三三二
石投 享	〃 〃 四一四
橋本 匡彦	〃 〃 一一三
辻之内 博美	〃 〃 一七八
西谷 清文	〃 〃 二二一
溝端 保	〃 火打町三〇三
辻本 克彦	〃 大津町一一
仲谷 廣隆	〃 中町五〇四